

〔問〕

昭和40年度（問題）

午前の部

1. 次のうち4つをえらんで簡単に説明せよ。

- ア. 生命保険証券
- イ. 生命保険の被保険者の同意
- ウ. 保険計理人の確認義務
- エ. 厚生年金保険法にいう「基本年金額」
- オ. 厚生年金保険法にいう「標準給与」
- カ. 年金投資基金信託（旧称「合同運用年金基金投資口」）
- キ. 生命保険信託
- ク. 信託行為

2. 次のア、イのうち、いずれか1問をえらんで解答せよ。

ア. 生命保険契約者の保険契約上の権利義務について説明せよ。

イ. 昭和40年4月1日付で改正された年金関係税法のうち、下記の項目について改正の要点を述べよ。

- a. 適格年金信託の退職年金積立金
- b. 退職金制度の一部または全部を適格年金制度に切替える場合の退職給与引当金の取扱
- c. 適格年金信託の超過留保額の処分
- d. 適正な年金数理の要件
- e. 適格年金契約の承認、承認取消の権限
- f. 年金額が僅少額の場合

午後の部

次の4問のうち、3、4の2問または5、6の2問のいずれかの組をえらんで解答せよ。

3. 告知義務について下記に答えよ。

- ア. 告知義務制度法定の理由
- イ. 告知義務者と告知の相手方
- ウ. 告知の時期および方法

〔問〕

エ。告知すべき事項

オ。告知義務違反の効果

4. 生命保険会社の定款，事業方法書，普通保険約款の性質およびこれらの保険契約者に対する拘束力について，相互会社，株式会社別にそれぞれ述べよ。
5. 二重受託とは何か。また，年金信託における二重受託について，下記の諸点に関し，疑義がないものとされた論拠を記せ。
 - ア。信託法第1条（信託の定義）に関し，受託者・委託者兼任の可否
 - イ。信託法第9条（受託者の利益享受禁止）に関し，受託者・受益者兼任の可否
 - ウ。信託法第22条（受託者の権利取得の制限）に関し，受託者が受益権を受託者の受託財産について取得することの可否
 - エ。民法第108条（自己契約・双方代理の禁止）に関し，違反とならないかどうか。
6. 信託銀行において適格年金制度の設計を行なうに当り，特に留意すべき法制上，審査基準上の規制を下記の項目に大別して列挙し，簡単に説明せよ。
 - ア。人員規模関係および制度内容関係
 - イ。基礎率関係
 - ウ。その他計算技術上の問題

昭和40年度 (解答)

午前の部

1. ア. 生命保険証券

生命保険契約の成立を証しその内容を明らかにするため、保険者が契約の内容を記載し署名または記名捺印して保険契約者に交付する証券。その記載事項については商法に定めがあり、また普通保険約款の全文を記載するか、または記載した書面を添付しなければならない(業法施行規則)。法律的には、生命保険契約が諾成契約であるため、保険契約の成立および内容の一応の証拠を示す単なる証拠証券にすぎない。

商法では、保険契約者の請求により交付することとなっているが、その発行は保険契約の当事者双方にとり便宜であるため、特に請求がなくても交付されるのが普通である。また、普通保険約款には、保険証券の送付をもって保険者の契約承諾の通知に代えること、契約締結後の保険契約者および保険金受取人の変更について証券に裏書すること等が定められているが、これは保険証券が契約の効力を証するのに必要不可欠であるためではなく、当事者相互間の手続円滑化のためであると考えらるべきであろう。事実、保険金の支払に当たっても、正当な受取人であることが立証しうる場合には必ずしも保険証券の提出は必要でない。

イ. 生命保険の被保険者の同意

他人の生命の死亡保険および生死混合保険において、契約を締結または保険金受取人を変更しもしくは保険金受取人の権利を譲渡する場合等には、被保険者の同意を要する。これは保険金を取得しようとして他人の生命を侵すような道徳的危険の有無の判断はその他人自身に委すのが至当であるという考えに基くもので、わが国をはじめ、ドイツ、スイス、フランス等で行なわれている。この同意は一方的意思表示であつて、その方式は書面たると口頭たるとを問わない。しかし、実務上の便宜のため、保険会社が所定の印刷物にその旨の記載を求めるのが普通である。同意により契約が効力を生じたあとは、これを任意に撤回することができない。

ウ. 保険計理人の確認義務

保険計理人は、保険業法第89条の規定により選任されるもので、その職務権限の主なるものに次の3つがある。即ち、

- ① 保険数理に関する事項の担当
- ② 確認義務

③ 答申義務

確認義務は、その中の一つで、業法第90条第1項の規定によつて保険計理人は、保険会社が主務大臣に提出する書類(業法第82条)のうち保険数理上特に重要と認められる計算、即ち、責任準備金その他の保険契約準備金(例えば、社員配当準備金、支払備金等)、未収保険料及び約款の規定による貸付金の計算の正当なことを確認しなければならない義務を負っている。もし保険計理人がこの確認義務に違反したときは、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられることになっている(業法第148条)。

エ. 厚生年金保険法にいう「基本年金額」

厚生年金の基本年金額は、老令年金、通算老令年金、障害年金、障害手当金、遺族年金の金額算定の基礎となる。基本年金額は、定額部分と報酬比例部分から成り、定額部分は250円に被保険者期間の月数を乗じて得た金額であり、報酬比例部分は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額 $\frac{10}{1000}$ に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た金額である。

被保険者期間の月数は240に満たないときは240に読み替え、又定額部分については被保険者期間の月数が360を超えるとときは360と読み替え、年次加算を頭打ちとしている。

なお、被保険者であつた期間の中に坑内夫(才三種被保険者)であつた期間があるときの年金額の計算については、報酬比例部分について其の間才三種被保険者としての期間(通常の被保険者期間月数を $\frac{4}{3}$ 倍する)と坑内夫以外の被保険者期間を分別して年金額を算定、合算することとなる。

オ. 厚生年金保険法にいう「標準給与」

調整年金では、掛金、給付の計算基礎となる政府管掌部分の7千円から6万円までの23等級の標準報酬のほか、企業の賃金実態に副つた独自の標準給与を設けてよい建前になっている。標準給与の具体的な算定方法、標準給与の基準並びに標準給与の決定及び改定方法は、政令に授權し、標準給与の基礎となる給与の範囲は、賞与を含めても、基準外賃金を除外して算定してもよい。

政府管掌の場合は、保険給与に要する費用の略半分近くが定額部分でしめられるため、高額所得者に過重な負担とならぬよう、標準報酬の上限を6万円におさえているが、基金の場合は、その年金給付が標準給与にリンクしなければならず、給付と掛金が対価関係にたつので、6万円をこえる給料についても、年金額に反映するような途が開かれた。

カ. 年金投資基金信託(旧称「合同運用年金基金投資口」)

年金基金に限り、その投資対象としてインフレヘッジの観点から、主として株式に運用

することを目的とした新種の合同運用金銭信託である。

正式な名称がきまるまでに合同運用年金基金投資口と称していた通り、この制度の狙いは、個々の年金基金が単独に株式や不動産等に投資した場合には果し得ない、投資効率の向上と運用コストの低減を計ることにある。

この年金投資基金信託（通称オ二合同）は不特定多数の人々を対象とせず、年金基金に限定した信託であり、又一个の受益権を分割して販売する信託ではないから、証券投資信託法違反の問題はない。次に年金投資基金信託の委託者である年金信託の受託者と年金投資基金信託の受託者の関係は、形式上は二重受託になるが、法主体を異にする委託者と受託者の信託行為であるから問題はない。

運用割合は信託財産に対して $\frac{30}{100}$ 以下である。

なお、退職年金積立金額の計算に際しての評価方法は、有価証券評価法の原価法（法人税法才87条才22項施行令34条）を用いる。

キ. 生命保険信託

生命保険信託は生命保険債権の信託であり、生命保険の契約者が委託者となり、信託銀行が保険金受取人となるものであつて、金銭債権の信託の一つの態様である。

生命保険料の払込を委託者自身が行なう場合を無財源生命保険信託といい、受託者に予めその払込財源（金銭又は有価証券の収益）を信託しておき、受託者がその信託財産から保険料の払込を行なう場合を財源付生命保険信託という。

生命保険信託の制度は、保険契約者の死亡後における遺族等の生活保障の目的を果すため、保険金の浪費を防止し、委託者の生前の意思を全うせしめる点で、生前信託であるが遺言信託の色彩をもつ。

財源付生命保険信託にあつては、委託者は生命保険料の払込という事務から解放され、万一破産しても払込財源の差押を免れるので、遺族等のために生命保険債権を確保できる効用がある。

ク. 信託行為

信託を設定する当事者の行為、即ち信託の設定者が信託を成立せしめる行為を信託法上、信託行為という。その方式については信託法には何の規定もなく、「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」ならば、設定者の任意により信託を成立せしめうる。

信託法は信託行為に関する最も基礎的な法律であつて、これを基にして営業としての信託

行為をなす者を規制する法律が信託業法である。

営業信託については書面による信託契約によるべきことが定められており、信託契約書に記載すべき必要事項も定められている。

非営業信託についてはそのような規定がないので、単に意思表示のみでも設定されるが、日本の信託法では信託宣言が認められていないから、受託者が別に存在することが必要である。又遺言信託の場合には遺言により設定され、受託者として指定された者の承認は信託の成立にとって必要条件ではない。但し、以上のような特殊な信託行為を別とすれば、通常、信託は委託者の受託者の合意による契約によつて成立する。

2. ア.

生命保険会社と生命保険契約を締結した保険契約者は、保険契約上の権利義務をもつが、現在は必ず保険約款に基づいて契約が締結される。従つて、保険契約者の権利義務も約款の条項によつて定まり、商法の規定は補充的に適用されるにすぎない。約款は保険種類によつて異なり、また保険会社によつても異なる。さらに契約の相手方である保険会社が相互会社の場合は社員関係上の権利義務をもち、例えば、剰余金分配請求権の如く、社員関係上の権利とされているものが、現実には殆ど保険契約上の権利と異なるものもある。従つて、個人保険を主体に最も普通な種類について契約上の権利義務について述べる。

(1) 権 利

a. 保険金請求権

満期保険金については、通常自己を受取人としているから問題はない。

しかし、死亡保険金の如く他人を受取人としている場合、契約者が受取人の変更権を留保していなければ契約者にこの権利はないが、留保している場合は、保険金請求権があるか否かについては学説が分れている。受取人変更権とともに才二次権として潜在的に請求権をもつとする見方が強い。

b. 解約払戻金請求権

解約の場合の請求権である。

c. 責任準備金払戻請求権

保険事故発生したが免責の場合の請求権である。

d. 剰余金分配請求権（株式会社の場合は利益金分配請求権）

現在は、相互会社でも株式会社でも殆ど区別のない分配をしている。相互会社の場合は定款に規定され、さらに実際の分配方法が約款に規定されている。相互会社の場合は社員関係上の権利とする説が強いが、現実には保険契約上の権利とみた方

が実情にあつている。

e. 保険証券による貸付請求権

この貸付の性質については保険金の一部前払説、消費貸借説等論ぜられた。以前は保険証券担保貸付と称されていたが、保険証券は有価証券ではないから担保とすることは法律上は無意味である。

f. 保険料の振替貸付を受ける権利

自動的に行なわれる場合は、予め停止条件付の消費貸借の予約が成立しているものと考えられる。前項と同じ性質であるが、使途が保険料に限られる。

g. 保険契約の解約権

h. 保険契約復活請求権

保険契約が失効した場合一定の期間復活請求権があるのが一般である。

i. 保険金受取人の指定、変更、撤回権

契約締結の時にこれらの権利を留保する場合と留保しない場合がある。

この権利についてはその法律上の性質が問題となる。商法に規定がある。

j. 保険契約の内容変更請求権

例えば、払込方法の変更、保険期間の変更、保険料払込期間の変更、払済保険への変更、延長保険への変更、払済および延長保険からの復旧等である。すべて約款に規定される。

k. 保険証券交付請求権

商法に規定があり、一般には約款に規定はない。

l. 保険料返還請求権

商法に規定される。契約が無効で、善意無過失の場合の保険料返還請求権である。

(2) 義 務

a. 保険料支払債務

契約者の主たる義務である。純粹の債務ではなく、保険契約の利益の享受を断念した場合には支払を強制されることのない所謂自己債務もしくは間接債務であるとする説が有力である。

b. 住所変更通知義務

規定のない約款もある。

c. 申込後才一回保険料払込までの間の異常通知義務

所増告知義務の延長である。

- d. 契約者が複数の場合の代表者選定および通知義務
- e. 被保険者の死亡通知義務
- f. 危険増加通知義務

一般には約款で排除している。商法に規定がある。

2. イ.

- a. 特別法人税は、従来実際の年金信託残高とは関係なく、予定利率によつて計算された理論値である退職年金積立金額を課税標準として課せられていたが、今回の改正により実際の年金信託の信託財産に基づいて計算された退職年金積立金額を課税標準として課せられることになった。従来理論値課税方式から年金信託残高に対する実質課税方式に改められた。

退職年金積立金に対する法人税の中間申告について、前期税額基準の申告を廃止し、当期首退職年金積立金額により計算した金額によることになった。

なお、退職年金積立金額の計算に際しては、年金信託の信託財産に属する有価証券は、原価法により評価することとなった。

- b. 退職給与引当金の特定予金制度が廃止され、退職給与引当金勘定への繰入限度額は、退職給与規定の要支給額による制度だけとなった

労働協約のない企業が、適格年金制度と退職金制度とを併給で実施する場合には、退職給与引当金勘定への繰入限度額は従来支払給与総額の4%から適格年金の一時拠出金を控除した額とするよう、適格年金掛金と退職給与引当金勘定への繰入限度額との間で調整しなければならないとされていた。今回の改正により調整は不要となり、退職金制度による退職給与引当金勘定への繰入限度額は適格年金制度を実施した場合であつても、支給給与総額の4%とされることとなった。

- c. 適格年金信託の超過留保額の処分方法は今回実体的に改正された。

改正前の取扱では、超過留保額は過去勤務債務の償却の掛金に強制充当する一方、過去勤務償却後に生じた超過留保額の取扱が決つていなかった。今回の改正により掛金の再計算期(再計算期は3年毎を5年毎に変更)まで留保した上で、掛金に充当す

るか、事業主に返還しなければならなくなつた。なお、配当型の適格年金では勿論再計算期まで超過留保額を留保しないで、毎年配当することができる。

法人税法施行令才159条才7号要件で、信託契約の締結の時から5年以内の一定の期間が経過すること、当該経過する時におけるその信託財産に係る超過留保額の全額を掛金に充て又は事業主に返還とあり、従来の規定は過去勤務債務の掛金への強制充当であつたが、今回は任意充当の規定になつた。これは退職年金積立金額の計算方法が従来の理論値計算では、信託会社のいわゆる超過留保額は、 $\frac{12}{1000}$ の退職年金積立金に対する法人税は非課税となつていたが、新法人税法の実額計算では、この超過留保額にも $\frac{12}{1000}$ の法人税が課税される点を考慮したものである。

- d. 従来省令(旧法人税法施行細則才1条)で規定されていた掛金形態、過去勤務債務の償却掛金等適正な年金数理に関する要件が適格要件として政令(法人税法施行令才159条才4号～才6号)で規定された。

予定利率と掛金形態

年5分以上で旧省令才1号とほぼ同文で新才4号イに掲げられている。従来は「掛金算定の基礎となる予定利率と表現され、給付が確定債務として成立しこれを基礎として掛金を算定することを前提としていたが給付と掛金の主従の関係を改め、掛金が定められて給付が確定的債務として定まる逆の方向の余地も作つた。

掛金形態について従来制限列挙的に(定額、定率、定額購入、定率購入、その他これに準ずる掛金)規定されていたが、今回の改正で非常に簡素化され、定額、定率(給与の一定割合)の二つを例示し、これに類する方法があらかじめ定められているものと規定している。

死亡率、昇給率の要件

厚生省が公表している最近の生命表の死亡率の85%(付則80%)以上とか、年平均6%以下の昇給率といった数字は削られ、「その算定の時の現況において合理的に計算されていること。」という簡単な表現になつた。

但し、実体は大して変わらないと考えられる。

脱退率の要件の追加

予定脱退率も算定の時の現況において合理的に計算されていることが要求されている今回の改正で新たに追加された要件である。

- e. 従来、法文上は大蔵大臣が適格年金契約の承認および承認取消を行なうように規定さ

れ、大蔵大臣が権限委任の訓令により、国税庁長官にその権限を委任していた。今回の改正により、法文上も国税庁長官が行なう旨明定された。(法人税法施行令第160条, 161条)

- f. 従業員拠出掛金分を除いて年金の年額が9万円未満の場合は、所得税の源泉徴収を免除されることが明定された。この場合には受給者が確定申告をする必要がある。

(所得税法付則第25条)

なお、これ以外に適格年金関係では所得税法で特に内容的変更はない。

午 後 の 部

3. ア. 保険料は同一種類の危険をもつ被保険者の団体について収入と支出が等しいように予め計算されているものであるから、保険制度の合理的な運営のためには、多数の契約の危険の平均化を図り、支払う保険金と収入する保険料との間に均衡を保たせることが必要である。そのために保険者は各契約について危険を測定し、危険の特に強い者については契約を締結しない、あるいは条件を付する等の選択をする必要がある。この危険の測定は本来保険者がなすべきであろうが、保険者がすべての調査をするのは事実上不可能であるので、最もよく事情を知っている加入者側に危険についての告知を求め、これに違反した場合は保険者に解除権を与えるようにしたものである。法律に定めた保険技術上の独特の制度である。法定の根拠として多くの学説があるが、上述した技術説を通説とみてよい。

- イ. 告知義務者は保険契約者および被保険者(正確にはこれらになるべき人)であつて保険金受取人は告知義務者ではない。

告知の相手方は保険者または告知を受ける代理権を有する者である。この点で問題となるのは診査医および募集人の地位である。診査医は通常被保険者の診査をし、危険測定に当る者であるが、診査医に対する告知が保険者に対する告知となるか否かが争われる。一般には学説、判例共肯定しているが、その根拠は必ずしも一致せず、多くの見解があるが、診査医は危険測定を職務とするものであり、告知を受領する代理権を与えられているものと推定すべきであろう。募集人は契約の申込の誘引をなすのみであり、申込の受領の権限を持たず、告知受領権をもたないとするのが通説であり、学説、判例共一致している。しかし、有診査契約については診査医に告知受領権を認め、診査医の介

在しない無診査契約について直接募集に当る募集人に告知受領権なしとするのは問題があるろう。

ウ。告知の時期は商法によれば「保険契約の当時」となつて居り、契約申込から承諾までと解される。告知義務違反のあるなしは契約成立時点を標準として決められる。従つて契約成立後、成立以前の告知を補正、変更、追加しても成立時の告知義務違反の事実は訂正できない。現行約款では成立後亦一回保険料払込までの間の危険の増加について告知を求めものがあるが、これを商法で規定される告知義務とするのには異論もある。

告知の方法については法律上何等制限がない。書面でも口頭でもよく、また明示的でも黙示的でも何れでもよい。しかし大量の事務処理上の便宜のため実際には契約申込書に告知欄を設け、保険者の質問事項を列記して答を記入させるような方法がとられている。

これが所謂「質問表」である。しかし現行の法律では質問表の効果を認めていないので、理論上は単に証拠となるにすぎず、質問表以外にも告知すべき重要事項もあり得るが、質問表は保険者の作成したものであるから、正確に答を記入すれば、告知義務を果たしたとみるべきであらう。

エ。告知すべき事項は「重要な事実、重要な事項」である。重要な事実、事項とは生命の危険を測定するに重要な事実であつて、被保険者の健康状態は勿論、職業、環境等をすべて含み、保険者がその事実によつて契約締結の判断をすべき客観的な事実をいう。この事実は告知義務者の知つている事実に限られ、積極的な調査の要求はしていない。何が重要な事実であるかについては多くの争があり、判例も多い。一般には質問表により保険者側から重要事実、事項の質問をし、回答を記入させる方法をとつている。

オ。告知義務違反に対しては契約者は契約を解除することができる。この解除は契約成立後であれば事故発生の前でも後でもなしうる。解除は契約者に対する意思表示により行なう契約を解除した場合は、本来ならば契約は成立当初に遡つて消滅する筈であるが、商法の規定では将来に向つてのみ効力を認めている。従つて既に払い込まれた保険料については何等効果が及ばないが、事故発生後の解除の場合でも保険金は支払われず、もし既に支払つてあればその返還請求ができることになつている。この場合、契約者がその事故の発生の原因が、告知義務違反の事実に関係のないことを証明したときは保険者は保険金支払の義務を負ふこととなる。

告知義務違反の事実があつても、次の場合は契約を解除することができない。即ち、

a. 保険者がその事実を知つていた場合、および過失によつて知らなかつた場合。

- b. 保険者が解除の原因を知つてから1カ月間に解除権を行使しなかつた場合。
 - c. 契約成立後5年(商法)を経過した場合。(現行約款では大体2年としている)。
 - d. 保険者が解除権を放棄した場合。
4. 定款は、会社の組織運営に関する基本的な規則を定めたもので、会社の自治法規としての性質を有するので当然に会社及びその構成員を拘束するが、会社の外部の者に対しては、その効力を及ぼすものでない。

生命保険事業を営む会社には、相互会社と株式会社がある。両者は、生命保険事業を行うという根本的な目的は同じであるから、共通点も多いが、保険契約者と会社との関係には大きな違いがある。従つて定款にも相互会社と株式会社では、性格の異なる点もある。即ち、相互会社の契約者は、会社との間に保険契約者として保険関係があると同時に、会社の一構成員として社員関係を有するので、当然に社員としての地位において定款に拘束されると共にこれによつて社員としての権利を得、義務を負うものである。株式会社の契約者は、保険約款に従つて会社と保険契約を締結しているにすぎず、会社の構成員ではないため定款とは直接関係ない立場にある。

保険約款は、保険者があらかじめ契約の内容とされる事項について標準的な条項を定めたもので、これにより保険契約を締結することにされており、この範囲においては契約の自由を制約してはいるが、保険に対する専門的知識を持ち合せていない多数の顧客と迅速かつ完全な取引を行ない保険制度の合理性を全うするためにはやむをえない措置であり、むしろ保険契約においては、契約の自由を制限した附従契約の方式によることによつて、却つて、保険者にも、加入者にも適切に保険制度を運営することができるものといえる。しかも、更に、約款が保険事業の公益性を全うするためにあるものとして、主務大臣の監督(業法第1条、第10条、第12条)のもとに定められるのであることからしても約款は、その保険の保険団体内部における共通の規範としての性質をもつもので、相互会社、株式会社の別を問わず契約者が、特に約款の性格並びに約款に定められた個々の内容を知つているか、知らなかつたかに拘らず、保険契約の締結と同時に当然にこれに拘束されるものである。ただし、株式会社にあつては、上述のように契約者は、約款によつてのみ取引をしているので契約者配当も約款の規定によつて分配されるのであるが、相互会社の契約者の場合は、社員として定款に基づいて剰余金の分配をうけるのであるが、ただ定款では基本的規定にとどめ、積立配当準備金の分配、処理等の規定は、定款から移譲されて

約款に定められるのが一般的慣行である。

また、定款は、会社の一つしかありえず、相互会社においては、社員として全契約者を拘束し、定款の改正が行なわれた場合でもこの改正定款は、全社員（全契約者）を拘束するが、約款は、保険種類毎につくられ、その保険に加入した者のみを拘束する。約款の改正が行なわれた場合には、その改正約款は、一般にこれより後にこの改正約款により契約を締結した契約者のみを拘束し、その他の契約者には、この改正の効力は及ばないのが通例である。

事業方法書は、会社の事業の経営に際して具体的に行うべき業務又は方法を定めたもので、これに記載すべき事項は、法定されている（業法第1条、業法施行規則第11条）が、この範囲において記載する内容に関しては、事業の運営方法を定める会社の内規といった性質をもつものであるけれども、会社の機関は、被監督事業の関係上事業方法書の内容により法的に規制を受けることは当然である。しかし契約者は、当然には直接にこれに拘束されないと解すべきである。同一の事項に関し事業方法書と約款に重複して規定されている部分があるにしても、契約者を拘束するものは、約款であつて、事業方法書は、私法的には直接には契約者に対し拘束力を有するものではない。但し、約款において、その細部の規定を会社の定める別の規定に委任するような定めがあるものについては、その部分の事項は、認可を受けた事業方法書の規定により間接に拘束をうけることも生じうる。

5. 二重受託とは、ある信託契約の受託者が、その受託財産の運用に際し、自己を受託者とする他の信託契約の受益権を取得することにより、一委託者との信託契約を基本とするものでありながら、2つの信託契約にまたがって受託者となる形をとること、すなわち二重に受託者となることをいう。具体的には次の二つの場合がある。

- (1) 証券投資信託の受託者たる信託銀行が、その受託財産を自己が受託者である合同運用指定金銭信託に運用する場合。

その合同運用指定金銭信託について、信託銀行は受託者であると同時に、委託者と受託者とを兼ねることになる。

- (2) 年金信託の受託者たる信託銀行が、その受託財産である年金基金を、自己が受託者である貸付信託、合同運用指定金銭信託、動産信託（車輛信託等）、証券投資信託等に運用する場合。運用に際し貸付信託又は合同運用指定金銭信託を新たに設定する場合は、信託銀行は受託者であると同時に委託者と受益者とを兼ねることになる。

これに対し、動産信託又は証券投資信託の場合は委託者は別に存在するので、信託銀行は

委託者を兼ねることにはならないが、受益者を兼ねることとなる。また、既設定の貸付信託又は合同運用指定金銭信託の受益権を取得する場合も同様である。

ア。年金基金の運用のために貸付信託又は合同運用指定金銭信託を設定した場合には、設定された信託について信託銀行は委託者と受託者の地位を兼ねることとなり、信託法第1条違反の疑が生ずるが、この場合の委託者たる信託銀行は、年金信託の受託者たる資格において行為するのであるから、委託者と受託者とは同一の信託銀行であつても実質的には法主体性を異にするものである。すなわち、貸付信託又は合同運用指定金銭信託の委託者は、形式的には信託銀行が名義人であるが、実質的にみれば、年金信託の委託者たる企業が貸付信託又は合同運用指定金銭信託の委託者であると考えることができる。従つて、同一の法主体が委託者かつ受託者となること（信託宣言）を禁じた信託法第1条の趣旨には反しない。

次に、実際上の弊害もない。年金信託の委託者たる企業、受益者たる従業員は、年金信託契約に基づき、年金信託の受託者である信託銀行を監督することができるのであるから、その利益を害されることはない。また信託銀行の債権者を害するおそれもない。以上の理由により、信託法第1条に違反することにはならない。

イ。貸付信託、合同運用指定金銭信託、動産信託、証券投資信託のいずれに運用するにしても、信託銀行はその信託について、受託者と受益者を兼ねることになるが、これについては信託法第9条「受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ信託ノ利益ヲ享受スルヲ得ズ」の規定が問題となる。

しかしながら、この問題についても、その信託の受益者たる信託銀行は、年金信託の受託者たる資格において行為するものであり、形式的には兼任であつても、実質的には法主体性を異にする。すなわち、その信託の受益者は形式的には信託銀行であるが、実質的には年金信託の受益者たる従業員であると考えることができる。

なお、運用の対象となる信託が動産信託又は証券投資信託の場合は、信託銀行は分割された受益権を取得するのであるから、その全部を取得しない限り、常に共同受益者の一人であり、形式的にも信託法第9条に反しない。

運用の対象となる信託が貸付信託又は合同運用指定金銭信託の場合も、その集団信託たる性格にかんがみ、合同運用団を信託の単位とみるのが妥当であると思われるので、受益者たる信託銀行は共同受益者の一人であり、信託法第9条にふれないものと考えられる。また、もし信託財産が個々の信託行為ごとに独立性をもっていると考え

れば、形式的には信託法第9条違反の問題が生ずるが、合同運用が行なわれるのであるから、実質的には共同受益者の一人たる性格を有するのであり、既述の通り実際上の弊害もない。従つて信託法第9条違反とはならない。

ウ。二重受託の場合、年金信託の信託財産として貸付信託等の受益権を取得することになるが、その取得に際し信託法第22条の規定との関連が問題となる。この場合、信託銀行の固有財産の有している受益権を、年金信託の財産として取得することは信託法第22条違反となるが、受益権を他人もしくは他の信託財産から取得すること、又は新たな信託を設定することは、固有財産との取引ではないから信託法第22条違反とはならない。

エ。年金基金の運用の対象となる信託が貸付信託又は合同運用指定金銭信託の場合は、信託銀行は年金信託および貸付信託又は合同運用指定金銭信託の受託者として、両信託財産を代表して取引を行なつたこととなつて、民法第108条に反するという疑が生ずるが、両信託財産の間に利害の対立がなく、しかも年金信託契約において、年金基金を自社の貸付信託等に運用する趣旨が示されているので、問題はなく、民法第108条には反しない。

6. ア。人員規模関係および制度内容関係

- (1) 加入人員が100名以上なくてはならない。
- (2) 加入人員が100名以上であつても、300名未満の場合は、給付内容に本来安定性がある年金制度と認められることが必要である。
ここに、「給付内容に本来安定性がある」とは、15年以内の有期年金又は保証期間が10年以上の期間の定まつている年金をいう。
- (3) 制度発足前1年前、2年前、3年前の加入資格取得とみなされる者の制度発足までの退職率が、それぞれ15%、25%、30%をこえる場合には、制度の加入資格を勤続3年以上又は年令25才以上としなければならない。ただし、年金財政決算時に生ずる剰余金について、全額配当方式を採つた場合はこの制約は必要ではない。
- (4) 通常の退職年令から通常の雇用年令を差引いて得た年数の $\frac{1}{2}$ よりも掛金払込期間が多くなる様に、加入資格年令を定めなくてはならない。また、加入資格を40才以上よりも高くすることはできない。
- (5) 加入資格者に対する加入者の割合が $\frac{2}{3}$ 以上なくてはならない。
- (6) 標準者に対する自己都合および定年退職の場合の給付が、加入期間の $\frac{1}{2}$ 以上（既

存の退職一時金および非適格退職年金制度からの移行による年金制度である場合は $\frac{2}{3}$ 以上)の期間にわたり、その者の掛金元利合計の上下おのおのの下記割合以内に納まるものは、貯蓄類似型として適格性の無いものとされる

- (a) 掛金が給与比例による場合 3.5%以内
- (b) 掛金が定額である場合 5.0%以内

ここで加入期間とは、第一拠出金(正常掛金)の払込みの計算期間開始の時期から終了の時期までの期間をいう。

- (7) 加入資格、受給資格、受給要件等について、差別取扱をするものは不適格とされる。

イ. 基礎率関係

- (1) 予定利率 年5分以上5分8厘以下でなくてはならない。
- (2) 予定死亡率 厚生省公表の最近の生命表死亡率の85%以上を使用すること。
(当分の間、才10回生命表と才13回簡速静止人口表との低い方の80%以上の使用が認められる。)
- (3) 予定脱退率 企業の3年以上の実績に基づく適正な脱退率を使用すること。
ただし、(a) 加入者300名未満で
 - (i) 剰余金全額配当方式のもの
 - (ii) 加入資格を勤続3年以上又は年令25才以上としているもの
(b) 設立後日浅く、3年未満の脱退実績しか得られない場合
には脱退率不使用とすることができる。(b)の場合、再計算時には使用することを条件とされる。)
- (4) 予定昇給率 企業の静態的実績に基づくものを使用すること。

ウ. その他計算技術上の問題

- (1) 一企業内に基礎率等を異にする集団がある場合の取扱。
 - (a) 集団が100人未満のとき。
基礎率、掛金の額、責任準備金の額のいずれも、その企業一本で計算すること。
 - (b) 集団が100人以上のとき。
 - (i) 給付内容が同一の場合 基礎率、掛金の額、責任準備金の額のそれぞれについて、企業一本で計算するものも、集団ごとに計算するものも、いずれも適格なものとなる。

(ii) 給付内容が異なる場合 集団ごとに別個に計算すること。

(2) 特定年令の定め方

(a) 加入資格を年令によつて定めている場合。

加入資格年令を特定年令とすること。

(b) 加入資格を入社即時又は勤続年数によつて定めている場合。

次のいずれか一つの方法によつていること。

(i) 平均加入年令による方法

制度発足の日前3年以上の期間における新規採用者(ただし、通常の採用時期以外の採用に係る者を除く。)の年金規約に定める加入資格者のうち、実際に加入する者の実績に基づき計算した平均年令を特定年令とするもの。

(ii) 最低年令による方法

制度発足時における加入者の最低年令をもつて特定年令とするもの。この場合その特定年令が例外的である場合は、通常の採用者に係る最低年令を特定年令とする。

(iii) モードによる方法

加入者の分布モードの一番大きいものを特定年令とするもの。

ただし、(i)、(iii)によつた場合の特定年令が著るしく高いものと国税庁で判定した場合には、調整を加えることが必要となる。

(註) ア. は審査基準であり、(3)については試験実施日現在信託協会より撤廃方要望中である。(40年12月にこの要望が認められている。)

イ. 「予定利率年5分以上」が法人税法施行令により法定されており、他は審査基準上の規制である。

ウ. はすべて審査基準上の規制である。